

# 林野庁 御提供資料

## 令和6年度 林野関係予算の概要

令和5年12月

区 分	5年度 予算額	6年度 概算決定額	5年度 補正追加額
	億円	億円	億円
公共事業費	1,979	1,982	1,077
(対前年度比)		100.1%	
一般公共事業費	1,875	1,877	745
(対前年度比)		100.1%	
治山事業費	623	624	268
(対前年度比)		100.1%	
森林整備事業費	1,252	1,254	477
(対前年度比)		100.1%	
災害復旧等事業費	104	105	332
(対前年度比)		100.6%	
非公共事業費	1,077	1,021	323
(対前年度比)		94.8%	
合 計	3,057	3,003	1,401
(対前年度比)		98.2%	

(注) 1 林野公共関係予算の総合計は2,682億円

- ・林野公共事業(令和6年度当初): 1,877億円
- ・林野公共事業(令和5年度補正): 745億円
- ・路網の整備・機能強化対策(非公共(令和6年度当初・令和5年度補正)): 60億円

2 上記のほか、農山漁村地域整備交付金に、林野関係事業を措置している。

3 金額は、関係ベース。

4 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

# 令和6年度林野関係予算の重点事項

6年度当初予算 3,003億円  
5年度補正予算 1,401億円

(※) 各事項の下段（ ）内は、令和5年度当初予算額

## I 食料の安定供給の確保

### 1 生産資材の確保・安定供給

	【6年度当初】	【5年度補正】
① 燃油・資材の森林由来資源への転換等対策	(林業・木材産業循環成長対策のうち 木質バイオマス・特用林産物関係)	20億円
・燃油・資材の価格高騰に対応するため、きのこの生産施設の省エネ化や生産資材導入を支援するとともに、木質バイオマスの収集・運搬、木質燃料の製造・熱利用に向けた取組等を支援	3億円 (4億円)	

## Ⅱ カーボンニュートラルの実現等に向けた森林・林業・木材産業によるグリーン成長

	【6年度当初】	【5年度補正】
① 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策	144億円 (161億円)	(林業・木材産業国際競争力強化総合対策) 458億円  (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 60億円
・カーボンニュートラル等を実現し、花粉発生量の削減にも資するよう、川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進		
ア 林業・木材産業循環成長対策	64億円 (71億円)	126億円
・国産材供給体制の強化と森林資源の循環利用の確立に向け、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再生林の低コスト化、エリートツリーの安定供給とともに、木材加工流通施設の整備、特用林産振興施設の整備等の推進に向けた取組を支援		
イ 林業デジタル・イノベーション総合対策	4億円 (6億円)	2億円
・林業機械の自動化・遠隔操作化や木質系新素材の開発・実証、森林資源情報のデジタル化、新技術を活用する高度技能者の育成、地域一体で林業活動にデジタル技術をフル活用する戦略拠点の構築等を支援		
ウ 建築用木材供給・利用強化対策	10億円 (12億円)	18億円
・木質耐火部材やJAS構造材の建築物への利用実証・普及、大径材活用に向けた技術開発、JAS製材のサプライチェーンの構築に向けた中小工務店と製材工場のマッチング、製材やCLTを用いた建築物の低コスト化に向けた技術開発や設計・建築実証等を支援		

【6年度当初】

【5年度補正】

**エ 木材需要の創出・輸出力強化対策**3億円  
(4億円)

4億円

- ・非住宅建築物における木材利用の促進、工務店の技術サポート、木材製品の輸出促進、合法性確認の取組などの合法伐採木材の利用促進、木質バイオマスを活用した「地域内エコシステム」の展開、特用林産物の需要拡大等を支援

**オ 森林・林業担い手育成総合対策**47億円  
(47億円)

3億円

- ・「緑の雇用」事業による新規就業者への体系的な研修、就業前の青年への給付金支給、高校生の林業体験学習や女性の活躍促進、森林プランナーの育成、林業経営体の安全診断などの労働安全対策、森林経営管理制度を担う技術者の能力向上等の取組を支援

**カ 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策**2億円  
(2億円)

- ・伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換する「新しい林業」の実現に向け、新たな技術の導入による経営モデルの構築等を支援

**キ 林業・木材産業金融対策**4億円  
(6億円)

- ・意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備に対する融資の円滑化を支援

**ク 森林・山村地域振興対策**10億円  
(11億円)

- ・地域の活動組織や都市部との連携による里山林の保全管理や利用、国民参加の植樹の推進、新たな森林コンテンツの制作・普及に向けた取組、森林由来J-クレジット創出・活用に向けた取組等を推進

【6年度当初】

【5年度補正】

② 花粉症解決に向けた緊急総合対策<一部公共>

60億円

(林業・木材産業国際競争力強化総合対策)  
458億円の内数

- ・10年後に花粉発生源となるスギ人工林を2割減少させることを目指し、花粉が多いシーズンでも現在の平年並みの花粉量までとなるよう、花粉症対策初期集中対応パッケージに掲げられた、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化、スギ材需要の拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保、スギ花粉飛散量の予測・スギ花粉の飛散防止の取組を推進

③ 森林整備事業<公共>

1,254億円

477億円

(1,252億円)

- ・森林吸収源の機能強化・国土強靱化に向けた間伐、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等の推進に加え、花粉発生源対策としてスギ人工林の伐採・植替え等を推進

④ 治山事業<公共>

624億円

268億円

(623億円)

- ・豪雨・地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、流木対策や機能強化対策の充実、流域治水との連携拡大など、国土強靱化に向けた取組等を推進

⑤ 農山漁村地域整備交付金<公共>

770億円

(774億円)

- ・地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付

### Ⅲ 防災・減災、国土強靱化と災害復旧等の推進

#### (1) 防災・減災、国土強靱化の推進

【6年度当初】

【5年度補正】

##### ① 治山施設の設置等による対策＜公共＞

268億円

- ・豪雨・地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、山地災害危険地区や氾濫した河川上流域等において、流木・土石流・山腹崩壊の抑制対策等を推進

##### ② 森林整備による対策＜公共＞

172億円

- ・森林の防災・保水機能を適切に発揮するため、道路など重要なインフラ施設周辺や氾濫した河川上流域等での間伐、再造林、幹線となる林道の開設・改良等の対策を推進

#### (2) 令和5年5月から7月までの豪雨等による災害被害の復旧・復興

##### ① 災害復旧等事業＜公共＞

105億円

332億円

(104億円)

- ・被災した治山施設、林道施設等の速やかな復旧等を実施・支援

## 参 考 資 料

- 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 . . . . . 1
  - －林業・木材産業循環成長対策 . . . . . 2
  - －林業デジタル・イノベーション総合対策 . . . . . 3
  - －建築用木材供給・利用強化対策 . . . . . 4
  - －木材需要の創出・輸出力強化対策 . . . . . 5
  - －森林・林業担い手育成総合対策 . . . . . 6
  - －「新しい林業」に向けた林業経営育成対策 . . . . . 7
  - －林業・木材産業金融対策 . . . . . 8
  - －森林・山村地域振興対策 . . . . . 9
- 林業・木材産業国際競争力強化総合対策＜一部公共＞  
（5年度補正） . . . . . 10
- 林業の担い手の育成・確保（林業従事者等確保緊急支援対策）  
（5年度補正） . . . . . 11
- 花粉症解決に向けた緊急総合対策＜一部公共＞ . . . . . 12
- 森林整備事業＜公共＞ . . . . . 13
- 治山事業＜公共＞ . . . . . 14
- 農山漁村地域整備交付金＜公共＞ . . . . . 15
- 治山施設の設置等による防災・減災対策＜公共＞  
（5年度補正） . . . . . 16
- 森林整備による防災・減災対策＜公共＞（5年度補正） . . 17
- 災害復旧等事業（山林施設）＜公共＞ . . . . . 18



# 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

【令和6年度予算概算決定額 14,398 (16,143) 百万円】

(令和5年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策) 45,811百万円)

(令和5年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 6,000百万円)

## <対策のポイント>

カーボニュートラル等を実現し、花粉発生量の削減にも資するよう、川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進します。

## <政策目標>

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m<sup>3</sup> [令和4年] → 42百万m<sup>3</sup> [令和12年まで])

## <事業の全体像>

### 1. 林業・木材産業循環成長対策

- ・路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐を支援
- ・木材加工流通施設、木造公共建築物の整備を支援
- ・木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設の整備を支援

### 2. 林業デジタル・イノベーション総合対策

- ・林業機械の自動化・遠隔操作化や木質系新素材の開発・実証、森林資源情報のデジタル化、新技術を活用する高度技術者の育成、デジタル林業戦略拠点の構築を支援

### 3. 建築用木材供給・利用強化対策

- ・都市部における建築用木材の利用実証・普及、JAS製材のサプライチェーン構築、製材やCLTを用いた建築物の低コスト化に向けた技術開発や設計・建築実証を支援

### 4. 木材需要の創出・輸出力強化対策

- ・木の効果の見える化や木材製品の輸出促進を支援
- ・「地域内エコシステム」の展開、特用林産物の需要拡大を支援

### 5. 森林・林業担い手育成総合対策

- ・新規就業者への体系的な研修、就業前の青年への給付金支給、林業経営体の労働安全対策を支援

### 6. 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策

- ・伐採から再造林・保育に至る収支がプラスとなる経営モデルの構築を支援

### 7. 林業・木材産業金融対策

- ・意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備に対する融資の円滑化を支援

### 8. 森林・山村地域振興対策

- ・地域住民や地域外関係者による森林の保全管理等を支援

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち  
**林業・木材産業循環成長対策**

【令和6年度予算概算決定額 6,410 (7,132) 百万円】  
 (令和5年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 12,586百万円)  
 (令和5年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 6,000百万円の内数)

<対策のポイント>

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、エリートツリー等の苗木の安定供給とともに、木材加工流通施設、特用林産振興施設の整備等の川上から川下までの取組を総合的に支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m<sup>3</sup> [令和4年] →42百万m<sup>3</sup> [令和12年まで])

<事業の内容>

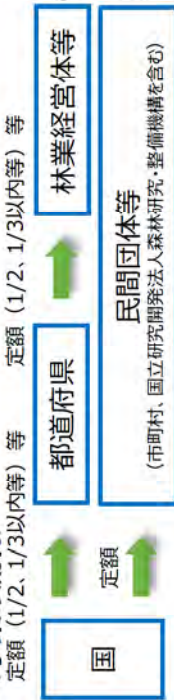
1. 林業・木材産業生産基盤強化対策  
 路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐のほか、木材加工流通施設、特用林産振興施設、木質バイオマス利用促進施設、木造公共建築物の整備や、森林境界の明確化等を支援します。

2. 再造林低コスト化促進対策  
 再造林に係る低コスト化を進めるため、低密度植栽等の低コスト造林、エリートツリー等の原種増産技術の開発やコンテナ苗の増産に向けた施設整備等を支援します。さらに、再造林に向けた川上から川下まで一体となった取組を支援します。

(関連事業)

(R5年度補正予算) 燃油・資材の森林由来資源への転換等対策 2,000百万円  
 燃油・資材の価格高騰に対応するため、きのこの生産施設の省エネ化や生産資材導入を支援するとともに、木質バイオマスの収集・運搬、木質燃料の製造・熱利用に向けた取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2082)

※ 国有林においては、直轄で実施

## 林業デジタル・イノベーション総合対策

【令和6年度予算概算決定額 420（629）百万円】

（令和5年度補正予算額（林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部） 215百万円）  
 （令和5年度補正予算額（花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策） 6,000百万円の内数）

### <対策のポイント>

林業イノベーションプラットフォームの構築・運営、林業機械の自動化・遠隔操作化、木質系新素材等の開発・実証、森林資源情報のデジタル化、木材生産高度技術者の育成、「デジタル林業戦略拠点」の構築等を支援します。

### <事業目標>

- 自動化等の機能を持った高性能林業機械等の実用化（8件〔令和7年度まで〕）
- デジタル技術を地域全体でフル活用する取組が普及（デジタル林業戦略拠点が1つ以上ある都道府県数25〔令和12年度まで〕）

### <事業の内容>

1. 林業イノベーションプラットフォーム構築事業 39百万円  
 国がイノベーションの推進に向けた支援プラットフォーム構築・運営等を実施します。

2. 戦略的技術開発・実証事業 70百万円  
 林業機械の自動化、木質系新素材等の開発・実証を支援します。

3. 森林資源デジタル化推進対策 143百万円  
 ① 森林資源デジタル管理推進対策  
 レーザ計測等による森林資源情報のデジタル化等を支援します。

② 森林情報プラットフォーム化推進事業  
 全国の森林情報を閲覧・取得できるデータプラットフォームの構築等を検討します。

③ 林野火災発生リスク評価対策 4百万円  
 林野火災発生危険度予測システムの構築と普及方策の検討を実施します。

4. 木材生産高度技術者育成対策 75百万円  
 ICT等先進技術を活用する技術者や現場技能者の育成等を実施します。

5. デジタル林業戦略拠点構築推進事業 78百万円  
 地域一体で林業活動にデジタル技術を活用する拠点づくりを支援します。

### <事業の流れ>



※国有林においては、直轄で実施

### <事業イメージ>



### 【お問い合わせ先】

(1, 2, 3③, 4, 5の事業) 林野庁研究指導課 (03-3501-5025)  
 (3①②の事業) 計画課 (03-6744-2339)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち

## 建築用木材供給・利用強化対策

【令和6年度予算概算決定額 1,001 (1,198) 百万円】

(令和5年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 1,800百万円)

(令和5年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 6,000百万円の内数)

### <対策のポイント>

森林経営の持続性を担保しつつ、サプライチェーンの強化や建築用木材の利用実証・普及等の都市の木造化等促進、製材やCLT・LVLの技術開発・普及等を通じた建築物への利用環境整備による安定需要拡大を支援します。

### <事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m<sup>3</sup> [令和4年] → 42百万m<sup>3</sup> [令和12年まで])

### <事業の内容>

#### 1. 森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業

- ① 中層建築物に重点を置いた建築用木材(木質耐火部材、JAS構造材等)の利用実証、改正建築基準法等に対応した強度や耐火性に優れた建築用木材に係る技術の開発・普及を支援します\*1。
- ② 円滑な木材供給のための環境整備に向け、川上から川下までが連携した木材安定供給体制の構築や、JAS製材サプライチェーン構築に向けた中小工務店と製材工場のマッチング、木材産業における作業安全推進や輸送効率化に向けた取組等を支援するとともに、外国人材の受入れに向けた環境整備を実施します。

#### 2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

- ① CLTの普及に向け、寸法の標準化に係る設計・建築の実証等\*1を支援します。
- ② 中高層・非住宅建築物へのCLT・LVLや製材等の利用に向け、標準的な木造化モデルの作成や低コストな接合金物の開発等を支援します。
- ③ 大径材等の活用に向けた設計手法や効率的な加工技術の開発・普及を支援します。
- ④ CLT建築物等の設計者・施工者の育成への支援やBIM\*2を活用した設計・施工手法等の標準化に向けた検討、森林・林業の持続可能性を求め国際的な動きに対応した木材供給に向けたガイダンスの検討を実施します。

\*1 都市(まち)の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援  
\*2 BIM(Building Information Modeling)…\*コンピュータ上で部材の仕様等の様々な属性情報を併せ持つ3次元の建築物のモデルを構築するシステム

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

森林を活かす都市の木造化等促進総合対策



都市部における建築用木材の利用実証



都市部における建築用木材の利用実証



強度や耐火性に優れた建築用木材の技術開発



CLT・LVL等の建築物への利用環境整備



CLTを活用した先駆的な建築物の実証



CLT・LVL等への利用に向けた技術開発



木造建築物のBIMモデル

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

## 木材需要の創出・輸出力強化対策

(令和5年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 390百万円)

(令和5年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 6,000百万円の内数)

### <対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用促進や木質バイオマス利用環境整備、木材製品の輸出の促進、木材利用の意義の普及促進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

### <政策目標>

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m<sup>3</sup> [令和4年] →42百万m<sup>3</sup> [令和12年まで])

### <事業の内容>

1. **非住宅建築物等木材利用促進事業** 57百万円  
木の効果の見える化や、地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポート、工務店等の支援体制の構築に関するモデル的な取組等を支援します。
2. **木質バイオマス利用環境整備事業** 108百万円  
林地残材の活用を更に促進するための効率的な収集作業システムの開発・実証、「地域内エコシステム」の普及に向けた取組等を支援します。
3. **木材製品輸出拡大実行戦略推進事業** 21百万円  
産地協議会の設置やセミナー開催等による木材輸出産地の育成、海外での木材製造技術講習会の開催等を支援します。
4. **「グリーンウッド」実施支援事業** 53百万円  
事業者による合法性確認の取組や普及啓発の支援、人材の養成、違法伐採関連情報等の提供等を実施します。
5. **ウッド・チェンジ拡大促進支援事業** 28百万円  
国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、森林資源の循環利用に資する木材利用の意義等への認知向上を図り、普及啓発を推進します。
6. **特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業** 31百万円  
生産性向上等のモデル的取組、おが粉の需給動向の把握、輸出先国のニーズ・制度等の情報収集、きのこのDNA鑑定技術の開発・実証等を支援します。

### <事業イメージ>

効果の実証情報収集・分析  
普及資料の作成  
セミナーの開催等  
を通じた情報発信

木の効果の見える化

林地残材の効率的な収集作業システムの開発・実証等を支援

川上：燃料供給  
川中：燃料搬送  
川下：エネルギー利用  
【地域協議会】  
川上：木材加工・利用  
川中：木材製造  
川下：木材製品

地域内エコシステムのモデル構築や  
横展開の取組を支援

輸出先国における技術者を育成  
するため海外での講習会等を支援

各種イベントの  
開催やブース出展

ICT機器設置による  
生産性向上

Webコンテンツの制作と情報発信

木材関連事業者に対する  
研修を実施

おが粉の  
需給動向の把握

輸出先国の  
情報収集

### <事業の流れ>

定額、委託



民間団体等

【お問い合わせ先】

(1～5の事業)

林野庁木材利用課 (03-6744-2120)

経営課

(03-3502-8059)

(6の事業)

## 森林・林業・木材産業国際競争力強化総合対策

(令和5年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 320百万円)  
(令和5年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 6,000百万円の内数)

### <対策のポイント>

新規就業者等への体系的な研修、就業前の青年への給付金支給、高校生の活躍の促進、森林プランナーの育成、技能評価の仕組みの創設、外国人材受入れに向けた条件整備、労働安全対策、森林経営管理制度の支援を行える技術者の能力向上等の取組を推進します。

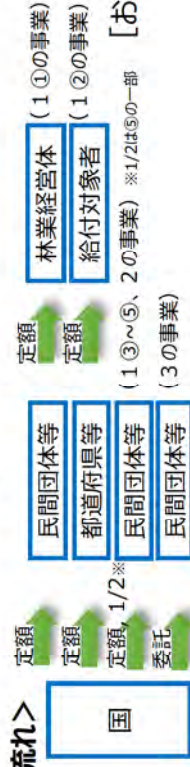
### <事業目標>

- 新規就業者の確保 (1,200人 [令和6年度]) ○ 認定森林施業プランナーの育成 (現役人数3,500人 [令和12年度まで])
- 労働安全の向上(死傷年千人率5割削減 [令和12年度まで]) ○ 森林経営管理制度の支援を行える技術者の能力向上(1,200人 [令和10年度まで])

### <事業の内容>

1. 森林・林業担い手育成対策 4,619百万円
  - ① 「緑の雇用」担い手確保支援事業 3,941百万円  
新規就業者への体系的な研修、現場技能者のキャリアアップ研修等を支援します。
  - ② 緑の青年就業準備給付金事業 543百万円  
林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、将来的に林業経営も担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。
  - ③ 未来の林業を支える林業後継者養成事業 21百万円  
高校生を対象とする林業への就業促進活動、林業グループや女性林業者の活動等を支援します。
  - ④ 技能評価・外国人材受入推進対策 73百万円  
林業に関する技能評価の仕組みの創設、外国人材受入れに向けた条件整備を支援します。
  - ⑤ 森林プランナー育成対策 41百万円  
施業集約化に向けた合意形成や木材の有利販売に取り組み森林プランナーの育成に向けた取組を支援し、林業経営体の経営力の向上を図ります。
2. 林業労働安全強化対策 71百万円  
労働災害を未然に防止するため、安全診断、研修の実施等を支援します。
3. 「森林経営管理制度」課題解決促進事業 36百万円  
市町村を支援する技術者の能力向上研修の実施や、所有者不明森林や境界明確化の事例を収集・分析し、横展開を図ります。

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>



### 2. 林業労働安全強化対策

安全診断、伐採研修、作業安全規範等の普及

### 3. 「森林経営管理制度」課題解決促進事業

市町村を支援する技術者の能力向上

所有者不明森林や境界明確化の事例を収集・分析し、市町村等に提供

お問い合わせ先 (1) ①、②、④、⑤、2の事業) 林野庁経営課 (03-3502-1629)  
(1) ③の事業) 研究指導課 (03-3502-5721)  
(3の事業) 森林利用課 (03-6744-2126)

地域の森林・林業  
行政の支援体制を  
構築

## 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策

【令和6年度予算概算決定額 154（202）百万円】

### ＜対策のポイント＞

エリートツリー等の新たな技術の導入により、伐採から再造林・保育に至る収支がプラスとなる「新しい林業」の経営モデルの構築を支援するとともに、国有林において生産・造林の効率化技術等の実証を行います。

### ＜政策目標＞

主伐の林業生産性向上（5割向上〔令和12年まで〕）

### ＜事業の内容＞

#### 1. 経営モデル実証事業

140百万円

民間団体等が、研究機関などの支援機関と共同した実証事業を行う林業経営体を選定した上で、これらの者が新たな技術の導入により、森林調査から素材生産・流通、再造林に至るまで収支がプラスとなる取組を行うのに必要な経費を支援します。

#### 2. 国有林活用型生産・造林モデル実証事業

13百万円

国有林において、新たな生産・造林の効率化技術等の実証を行います。

### ＜事業の流れ＞



※ 2の事業は、国有林において直轄で実施

### ＜事業イメージ＞

#### 「新しい林業」の経営モデルの構築



#### 関連施策



【お問い合わせ先】 (1の事業) 林野庁経営課 (03-3502-1629)  
(2の事業) 業務課 (03-6744-2326)

## 林業・木材産業金融対策

【令和6年度予算概算決定額 397（554）百万円】

### <対策のポイント>

意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備に対する融資の円滑化を支援します。

### <事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（35百万m<sup>3</sup> [令和4年] → 42百万m<sup>3</sup> [令和12年まで]）

### <事業の内容>

#### 1. 林業施設整備等利子助成事業

236百万円

意欲と能力のある林業経営者や自然災害の被害を受けた林業経営者が（株）日本政策金融公庫から資金を借り入れる場合等の利子について、最大2%・最長10年間助成します(実質無利子化)。

#### 2. 林業信用保証事業

161百万円

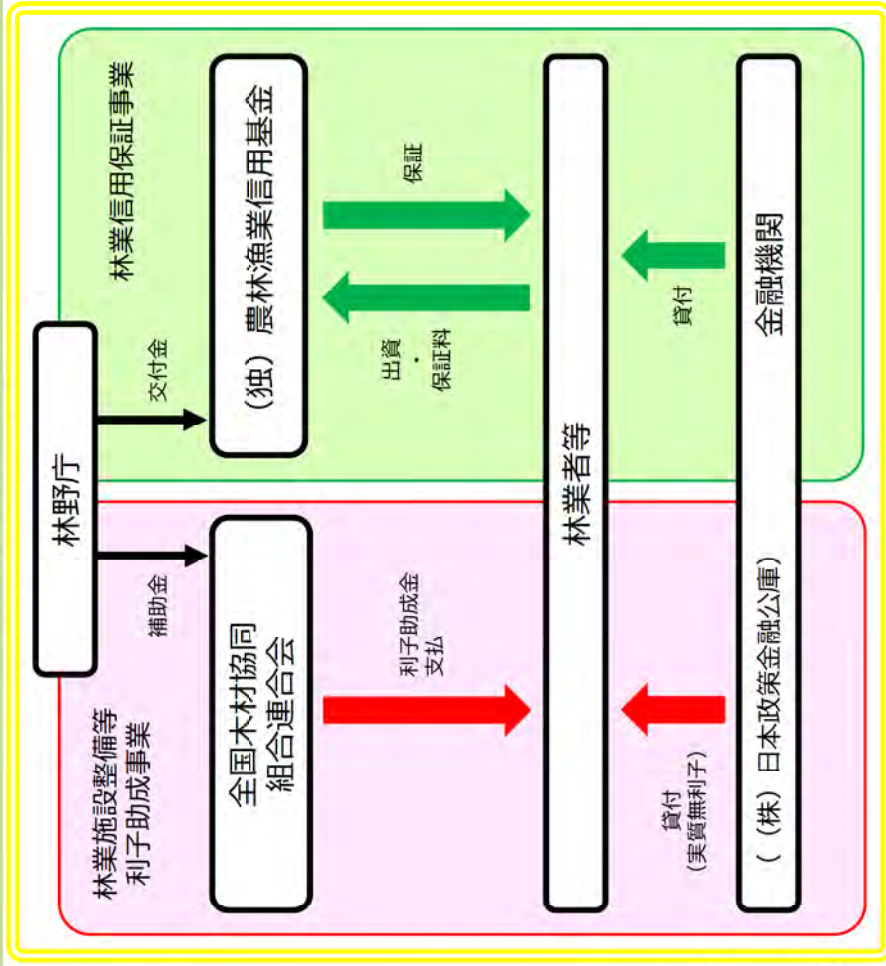
林業者等に対する融資の円滑化を図るため、（独）農林漁業信用基金に対し、以下の経費を支援します。

- ① 林業者等が事業承継・創業、重大な災害からの復旧に取り組む際に必要な資金の借入れに係る保証料を免除するために必要な経費
- ② 保証料率を軽減し、信用基金の財務基盤等を維持するために必要な経費等

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>





## 森林・山村地域振興対策

【令和6年度予算概算決定額 952(1,141)百万円】

### <対策のポイント>

里山林の継続的な保安全管理や利用等の協働活動、国民の幅広い参画による森林空間利用の創出に向けた取組の実施や環境整備、森林整備を通じて「山の炭素吸収」を拡大する自治体の取組を企業等が応援する仕組みの整備や森林由来J-クレジットの創出・活用に向けた取組を推進します。

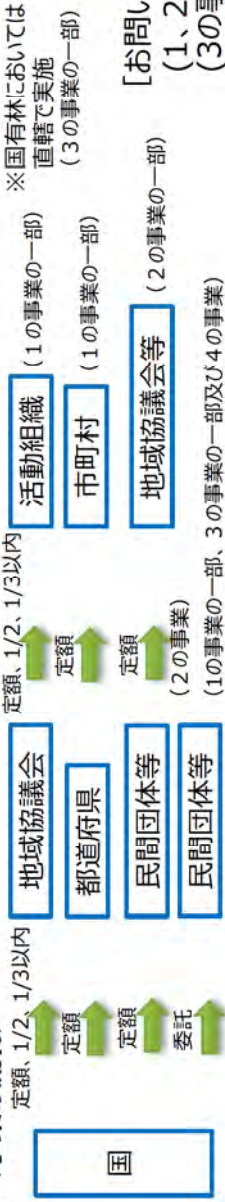
### <事業目標>

- 地域外からの活動参加者数（関係人口を含めた活動への参加者数）が増加した活動組織の割合を毎年度増加
- 国民参加による植樹の推進（1億本〔令和12年度まで〕）
- 新たな森林空間利用に関心のある企業等（382企業等〔令和4年度末時点〕→610企業等〔令和8年度まで〕）
- 森林管理プロジェクトのクレジット認証量の拡大（12.9万CO2t〔令和4年度まで〕→120万CO2t〔令和12年度まで〕）

### <事業の内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策 851百万円  
地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保安全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援します。
2. 国民参加の植樹等の推進 56百万円  
全国植樹祭等の全国規模の緑化行事の開催や、森林づくりに参画を希望する企業等と植栽場所のコーディネートを行うサポート体制構築等を支援します。
3. 新たな森林空間利用創出対策 34百万円  
健康づくりに関心がある企業等に対する森林空間利用のニーズ調査やマッチング機会創出、「日本美しの森 お薦め国有林」の観光利用を推進するための環境整備等を実施します。
4. 山の炭素吸収応援プロジェクト 11百万円  
企業等との連携による「山の炭素吸収」拡大に向けた取組応援サイトの整備や、森林由来J-クレジットの創出・活用の拡大に向けた需要側への普及啓発等の取組を実施します。

### <事業の流れ>



【お問い合わせ先】  
 (1、2、3(一部)、4の事業) 林野庁森林利用課 (03-3502-0048)  
 (3の事業の一部) 林野庁経営企画課 (03-6744-2321)

### <事業イメージ>

**里山の保安全管理**

**森林・山村多面的機能発揮対策**



地域住民や地域外関係者等による里山林の機能維持等

**「森林づくり」意識の醸成**

**国民参加の植樹等の推進**



全国規模の緑化行事の開催、企業等と植栽場所のコーディネート等

**新たな森林空間利用創出対策**



森林空間利用のニーズ調査とマッチング機会創出

**新たな森林空間利用の創出**



「日本美しの森 お薦め国有林」の環境整備など

**森林由来J-クレジットの利用拡大**

自治体等による取組を応援するサイトの整備、J-クレジットの創出・活用の拡大に向けた需要家への普及啓発など

### 都市部の企業や国民の山村地域への関わり増加 (関係人口や投資の増大)

### 森林の多面的機能の発揮、山村集落の維持活性化

# 林業・木材産業国際競争力強化総合対策＜一部公共＞

【令和5年度補正予算額 45,811百万円】

## ＜対策のポイント＞

木材産業の国際競争力強化や木材輸出の拡大に向けた原木・木材製品等の生産体制の強化、林業イノベーションの推進、非住宅分野等における木材製品の消費拡大、日本産木材製品等の輸出拡大、林業の担い手の育成・確保を支援します。

## ＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m<sup>3</sup>〔令和3年度〕→42百万m<sup>3</sup>〔令和12年度まで〕）

## ＜事業の内容＞

1. 林業・木材産業の生産基盤強化＜一部公共＞  
路網整備、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、木材加工流通施設の整備等を支援します。
2. 林業のデジタル化・イノベーションの推進  
航空レーザ計測による森林資源情報のデジタル化を支援するとともに、林業機械の自動化・遠隔操作化技術、木質系新素材の開発・実証を支援します。
3. 建築用木材供給・利用の強化（木材製品の消費拡大対策）  
JAS構造材の建築物への利用実証・普及、CLTを用いた中高層・非住宅建築物の実証、外構部の木質化の推進等を支援します。
4. 木材需要の創出・輸出力の強化（木材製品等の輸出支援対策）  
日本産木材製品のプロモーション活動、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証、特用林産物の販売促進活動、きのこの知的財産保護の取組を支援します。
5. 林業の担い手の育成・確保  
新規就業者への体系的な研修、労働安全衛生整備・装置の導入等を支援します。

## ＜事業イメージ＞

<p><b>林業・木材産業の生産基盤強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材製品の国際競争力の強化に向けた合板・製材・集成材工場等の大規模・高効率化、低コスト化、高付加価値化等のための木材加工流通施設の整備</li> <li>・原木の低コストかつ安定的な供給のための路網整備、高性能林業機械等の導入、搬出間伐の実施 等</li> </ul>	<p><b>木材加工施設の整備</b></p> 	<p><b>路網の整備</b></p> 
<p><b>林業のデジタル化・イノベーションの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路網整備や施業集約化を省力化・効率化する航空レーザ計測・解析</li> <li>・林業の安全性・生産性の向上に資する林業機械の自動化・遠隔操作化技術の開発・実証 等</li> </ul>	<p><b>木材加工施設の整備</b></p> 	<p><b>路網の整備</b></p> 
<p><b>木材需要の創出・輸出力の強化（木材製品等の輸出支援対策）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本産木材製品の認知度向上のための訪日外国人向けのプロモーション活動</li> <li>・付加価値の高い木材製品の輸出促進に向けた輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品開発・性能検証 等</li> </ul>	<p><b>森林資源情報のデジタル化</b></p> 	<p><b>CLTを活用した設計・建築実証</b></p> 
<p><b>林業の担い手の育成・確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就業者が効率的な技術等を習得するための体系的な研修</li> <li>・労働安全衛生整備・装置の導入 等</li> </ul>	<p><b>労働安全研修</b></p> 	<p><b>労働安全研修</b></p> 

## ＜事業の流れ＞



※国有林においては、直轄で実施

【お問い合わせ先】 林野庁計画課（03-6744-2082）

# 林業の担い手の育成・確保（林業従事者等確保緊急支援対策）

【令和5年度補正予算額 45,811百万円の内数】

## ＜対策のポイント＞

林業従事者等の確保に向け、新規就業者への体系的な研修、労働安全衛生装備・装置の導入等を支援します。

## ＜事業目標＞

新規就業者の確保（1,200人〔令和5年度〕）

## ＜事業の内容＞

### 1. 「緑の雇用」担い手確保支援事業

就業や移住などの情報を提供する就業ガイダンス、就業時のミスマッチを抑制するための就業前の現地訪問の取組、就業希望者が林業への適性を判断するトライアル雇用の実施、新規就業者が安全で効率的な技術等を習得するための体系的な研修や複数の作業等を学ぶ多能工化研修の実施、外国人材の育成準備に必要な取組を支援します。

### 2. 労働安全対策・経営力強化対策

- ① 林業労働安全確保対策  
安全で衛生的な職場づくりのために、労働安全衛生装備・装置の導入及び労働安全研修の取組を支援します。
- ② 林業経営体強化対策  
林業経営体の経営力を強化するために、経営層向けの研修等を支援します。

## ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞

### 1. 「緑の雇用」担い手確保支援事業

就業ガイダンス  
林業に興味のある方へ林業就業や地方移住などに関する情報提供

就業時マッチング  
就業時のミスマッチによる離職を抑制するための就業希望者に対する就業前の現地訪問によるマッチング

トライアル雇用  
(約9万円/月×最大3ヶ月等)  
林業の作業実態や就労条件について理解を促進し、適性を判断することで、地方への定着を図るための短期研修

フォレストワーカー研修  
(約137万円/年・人)  
新規就業者が安全で効率的な知識・技術・技能を習得するための3年間の体系的な研修  
\* 伐採事業を開始する経営体の従業員の研修参加

多能工化研修  
現場技能者が林業の複数の作業（造林・伐採）や複数の作業工程（伐木・造材・集材等）の技術等を学ぶ研修



就業ガイダンスの様子

### 外国人材の育成準備

技能実習生等の外国人材の受入れに向け、外国人材が安全で効率的な作業を習得するための準備

### 2. 労働安全対策・経営力強化対策

#### 林業労働安全確保対策

労働安全衛生装備・装置の導入  
労働安全研修の実施



#### 林業経営体強化対策

経営層向けマネジメント研修等の実施

人材育成  
能力評価の人材育成手法

労務管理  
従業員の動態や福利厚生といった労働に関連することや、健康やハラスメントなどの対策

能力向上  
組織運営の課題と解決に向けたワークショップ

【お問い合わせ先】

林野庁経営課（03-3502-1629）

# 花粉症解決に向けた緊急総合対策＜一部公共＞

## ＜対策のポイント＞

「花粉症対策初期集中対応パッケージ」の着実な実行に向けて、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保、花粉の飛散量の予測、スギ花粉の飛散防止、スギ花粉米の実用化等の総合的な対策を緊急に支援します。

## ＜政策目標＞

スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減 [令和15年度まで]、5割削減 [令和35年度まで]）

## ＜事業の内容＞

### 1. 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策 6,000百万円

- ① **スギ人工林の伐採・植替え等の加速化**  
スギ人工林伐採重点区域を設定し、伐採・植替えに寄与する路網整備や伐採・植替えの一貫作業、森林所有者への働きかけ支援による意欲ある林業経営体への森林の集約化を支援します。
  - ② **スギ材の需要拡大**  
住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進、集材工場や保管施設等の整備、建築物へのスギ材利用の機運醸成を支援します。
  - ③ **花粉の少ない苗木の生産拡大**  
官民を挙げた苗木増産体制の強化、細胞増殖技術を活用した苗木大量増産技術の開発、花粉の少ない苗木の広域流通を支援します。
  - ④ **林業の生産性向上及び労働力の確保**  
意欲ある木材加工業者等に対する高性能林業機械の導入、農業や建設業など他産業との連携等を支援します。
  - ⑤ **花粉飛散量の予測・飛散防止**  
航空レーザ計測による森林資源情報の高度化、森林現場におけるスギ花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査の実施を支援します。
- （関連事業） 林業・木材産業国際競争力強化総合対策＜一部公共＞**

45,811百万円の内数

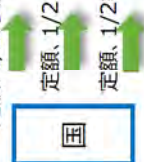
15百万円

### 2. スギ花粉米の実用化に向けた官民協働の取組の推進

官民が連携し、実用化に向けた課題とその解決策の整理等を進めます。

## ＜事業の流れ＞

定額、1/2、委託



民間団体等  
(国立研究開発法人森林研究・整備機構含む)

都道府県  
(1の事業の一部)

都道府県等  
定額、1/2等

民間団体等  
(市町村含む)

(1の事業の一部、2の事業)

(1の事業の一部)

※ 国有林においては、直轄で実施

## ＜事業イメージ＞

### 1. 発生源対策

スギ人工林の伐採  
・植替え等の加速化

スギ人工林伐採重点区域を設定し、

伐採・植替えの一貫作業と路網整備を推進

・意欲ある林業経営体への森林の集約化の促進

＜路網の整備＞

＜再造林＞

林業の生産性向上及び労働力の確保

・意欲ある木材加工業者等に対する高性能林業機械の導入

・農業・建設業等の他産業、他地域との連携の推進

＜材の持ちこたえ、玉切り等を連続して行う高性能林業機械＞

### 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策

スギ材需要の拡大

・住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進

・集材工場、保管施設等の整備

・建築物へのスギ材利用の機運の醸成

＜スギJAS構造材＞

花粉の少ない苗木の生産拡大

・森林研究・整備機構における原種増産施設の整備

・都道府県における採種圃・採種圃の整備

・民間事業者によるコンテナ苗増産施設の整備

・スギの未熟種子から苗木を大量増産する技術の開発

・苗木の生産量が多い産地から少ない地域への供給の促進

＜開演型採種圃＞

＜閉演型採種圃＞

### 2. 飛散対策

花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策

スギ花粉飛散量の予測

・花粉飛散予測の高度化に向けた航空レーザ計測・解析を推進

＜林相区分の整備＞

スギ花粉の飛散防止

・森林現場でスギ花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査を支援

＜花粉飛散防止剤に効果的だった薬＞

### 3. 発症・曝露対策

スギ花粉米の実用化に向けた官民協働の取組の推進

・スギ花粉米について、官民が連携し、実用化に向けた課題とその解決策の整理等を実施

＜スギ花粉米＞

＜スギ花粉米＞

＜スギ花粉米＞

＜スギ花粉米＞

＜スギ花粉米＞

＜スギ花粉米＞

＜スギ花粉米＞

＜スギ花粉米＞

＜スギ花粉米＞

＜スギ花粉米＞

＜スギ花粉米＞

＜スギ花粉米＞

＜スギ花粉米＞

＜スギ花粉米＞

＜スギ花粉米＞

＜スギ花粉米＞

＜スギ花粉米＞

＜スギ花粉米＞

【お問い合わせ先】

1の事業 林野庁計画課 (03-6744-2082)

2の事業 農林水産技術会議事務局研究開発官室

(基礎・基盤・環境) (03-3502-0536)

# 森林整備事業 <公共>

【令和6年度予算概算決定額 125,370 (125,249) 百万円】  
 (令和5年度補正予算額 47,701百万円)

## <対策のポイント>

花粉発生源対策としてスギ人工林の伐採・植替え等を推進するとともに、森林吸収源の機能強化・国土強靱化に向けて、間伐、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等を着実に推進します。

## <事業目標>

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施 (45万ha [令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均])
- スギ花粉の発生源の削減 (令和2年度比 約2割削減 [令和15年度まで]、5割削減 [令和35年度まで])

## <事業の内容>

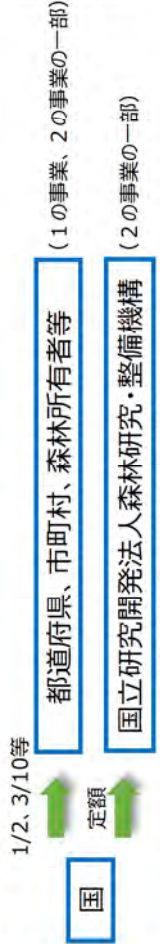
### 1. 間伐や再造林、路網整備等

- ① 花粉発生源対策としてスギ人工林の伐採・植替え等を推進するとともに、間伐や再造林等の省力化・低コスト化を進めます。
- ② 林業適地等における林道の開設・改良等を支援します。
- ③ 林道整備と併せて行う幅員が狭い農道の一体的な改良を支援します。

### 2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

- ① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、重要インフラ施設周辺の森林等について、公的主体による復旧・整備を推進します。
- ② 防災上重要な幹線林道の開設・改良や林道施設の老朽化対策を支援し、林道の強靱化を推進します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 間伐や再造林、路網整備等

<林業適地等における対応>

低コスト造林による  
再造林面積の確保

路網整備の推進により  
再造林等を後押し

森林資源の適正な管理

公益的機能の持続的発揮

● 花粉発生源対策  
スギ人工林において伐採・植替えの一貫作業等を支援

● 林道整備と併せて行う農道改良  
大型トラクタ等が通行できない林道手前の農道を、林道整備と併せて改良

緊急カーブ 幅員が狭い箇所

### 豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

防災上重要な幹線林道の開設・改良等による林道の強靱化

重要インフラ施設周辺の森林や奥地水源林等について、公的主体による復旧・整備を推進

奥地水源林

道路に近接する森林

法面の整備等による防災機能の強化

【お問い合わせ先】 林野庁整備課 (03-6744-2303)

# 治山事業 < 公共 >

【令和6年度予算概算決定額 62,351 (62,291) 百万円】  
（令和5年度補正予算額 26,800百万円）

## < 対策のポイント >

豪雨や地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、**流木対策**や**機能強化対策**の充実など、**多様化する災害に対応した治山対策**を図るとともに、**流域治水との連携拡大**や**生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)** 等の強化により、**国土強靱化に向けた取組を推進**します。

## < 事業目標 >

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加

## < 事業の内容 >

### 1. 多様化する災害に対応した治山対策の推進

- ① 流木災害の頻発・多様化を踏まえ、各事業で実施可能な**流木対策メニュー**を充実し**対応力を強化**することにより、被害の**防止・軽減**を図ります。
- ② レーザ計測等を活用した調査と工事を一体的に行う**山地災害重点地域総合対策事業**において、**山地災害危険地区の点検も可能**にし、**効率的な対策を推進**します。
- ③ 災害の広域化や復旧期間の長期化等を踏まえ、**災害復旧事業に引き続き実施する事業の実施期間の設定条件を見直**します。

このほか、農山漁村地域整備交付金において、

- ④ **局地的な大雪の発生や被害が懸念**される中、**林地荒廃防止事業の対象地域に特別豪雪地帯を追加**し、**積雪地域の治山対策を強化**します。
- ⑤ 学校や病院等の**公共施設を保全**する**治山施設の機能強化対策を強化**します。

### 2. 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) 等の強化

- ① **流域保全総合治山事業**において、**流域治水との連携拡大に資する2級水系に対応した要件や森林の循環利用に資する木材利用を必須とする要件を追加**します。
- ② 海岸防災林の機能の適切な発現・強化のため、**防災林造成事業**において、**生育基盤盛土の整備が対象であることを明確化**します。

※ このほか、治山事業におけるICT化を推進するとともに事業実施主体の事務負担を軽減するため、**ICT施工の導入に伴う設計書の変更協議を簡素化**します。

## < 事業の流れ >

1/2等



※ 国有林や民有林のうち大規模な山腹崩壊地等においては、直轄で実施

## < 事業イメージ >

### ○ 多様化する災害に対応した治山対策の推進



頻発・多様化する流木災害

機能強化対策の強化

積雪地域の治山対策の強化

### ○ 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) 等の強化



2級水系への流域治水の連携拡大とEco-DRRの強化

【お問い合わせ先】 林野庁治山課 (03-6744-2308)

# 農山漁村地域整備交付金＜公共＞

【令和6年度予算概算決定額 76,999 (77,390) 百万円】

## ＜対策のポイント＞

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

## ＜事業目標＞

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加
- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率（64% [令和7年度まで]）

## ＜事業の内容＞

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施**することができます。

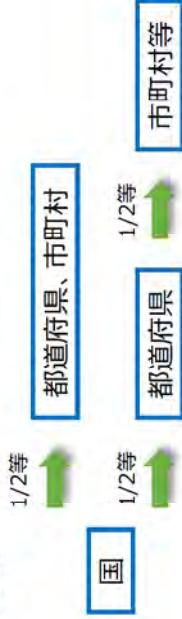
- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
- ② 森林分野：予防治山、路網整備等
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。

3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに**交付金の配分**が可能です。

また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

## ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞

### 交付金を活用した事業例

#### 【農業農村基盤整備】



は場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進



老朽化した用水路の整備・更新

#### 【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）

#### 【森林基盤整備】



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現



治山施設による山地災害の未然防止

#### 【海岸保全施設整備】



津波・高潮による被害を未然に防ぐための海岸堤防の整備を推進



津波・高潮対策としての水門整備

（共通）切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えて防災インフラ整備

- 【お問い合わせ先】
- （農業農村分野） 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
  - （森林分野） 林野庁計画課 (03-3501-3842)
  - （水産分野） 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)

# 治山施設の設置等による防災・減災対策<公共>

【令和5年度補正予算額 26,800百万円】

## <対策のポイント>

豪雨・地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、令和5年の梅雨前線や台風に伴う大雨等により荒廃した山地・渓流の復旧整備を推進するとともに、山地災害危険地区や氾濫した河川の上流域等において、治山施設の整備等による防災・減災対策を推進します。

## <事業目標>

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約56.2千集落 [平成30年度] →約58.6千集落 [令和5年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. 荒廃山地・渓流の緊急的な復旧整備

令和5年の梅雨前線や台風による大雨等により荒廃した山地・渓流について、下流への被害を防止するための緊急的な復旧整備を推進します。

### 2. 激甚化する災害を踏まえた防災・減災対策

山地災害危険地区や氾濫した河川上流域等を対象に、森林の有する土砂流出防止機能や水源涵養機能等の適切な発揮のため、流域治水の取組等とも連携しつつ、流木、土石流、山腹崩壊の発生を抑制する治山施設の整備等を推進します。

## <事業の流れ>

1/2等



※ 国有林、民有林のうち大規模な山腹崩壊地等においては、直轄で実施



山地災害危険地区のうち、特に緊要度の高いエリアにおける治山施設の整備



流木捕捉式治山ダムの設置



筋工・柵工と組み合わせた保安林整備



土砂の流出・侵食を防止し、森林の保水機能を向上

土砂流出を防止する治山ダム群の整備

【お問い合わせ先】 林野庁治山課 (03-6744-2308)



# 森林整備による防災・減災対策<公共>

【令和5年度補正予算額 17,200百万円】

## <対策のポイント>

森林の防災・保水機能の発揮のため、山地災害危険地区周辺や氾濫した河川の上流域等における間伐等の森林整備のほか、防災機能の強化に向けた林道の開設・改良等を推進します。

## <事業目標>

森林吸収量2.7%（平成25年度総排出量比）の確保に向けた間伐の実施（令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均：45万ha）

## <事業の内容>

### 1. 防災・保水機能を高めるための森林整備

森林の防災・保水機能を発揮させるため、流域治水の取組等とも連携しつつ、山地災害危険地区や重要なインフラ周辺等のうち特に緊要度の高いエリア、氾濫した河川上流域等を対象に間伐、再造林等の森林整備を推進します。

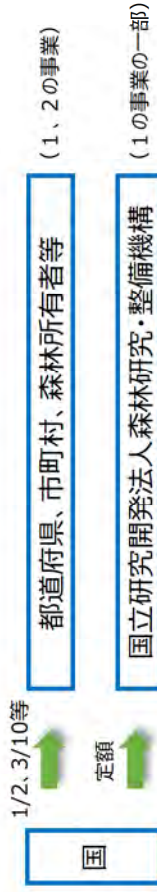
### 2. 防災機能の強化に向けた路網整備

強靱で災害に強い林道の開設・改良等を推進します。

防災・保水機能を高めるための森林整備



## <事業の流れ>



※ 国有林においては、直轄で実施

# 災害復旧等事業（山林施設） <公共>

【令和6年度予算概算決定額 10,461（10,399）百万円】  
 （令和5年度補正予算額 33,245百万円）

## <対策のポイント>

我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧等事業（山林施設）では、豪雨、地震等により被災した治山・林道施設や荒廃山地等を早期に復旧し、国土の保全や生産活動の維持、地域の安全・安心の確保を推進します。

## <政策目標>

被災した治山・林道施設や荒廃山地等の速やかな復旧整備

## <事業の内容>

1. 山林施設災害復旧事業 5,345(5,360)百万円  
 25,557百万円

○ 災害により被災した治山・林道施設等の復旧整備を実施します。

2. 山林施設災害関連事業 5,116(5,039)百万円  
 7,688百万円

○ 災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地等において、再度災害を防止するため、緊急的な復旧整備を実施します。

## <事業の流れ>



（山林施設災害復旧事業については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等による高上げ制度あり）

※ このほか、国有林野や、民有林のうち大規模な崩壊地等については国による直轄事業を実施。

## <事業イメージ>

### 山林施設災害復旧事業

治山施設の復旧



林道施設の復旧



### 山林施設災害関連事業

荒廃山地の復旧



【お問い合わせ先】

- (1) 林野庁治山課 (03-3501-4756)
- (2) 林野庁整備課 (03-6744-2304)
- (3) 林野庁業務課 (03-3502-8349)

令和6年度 税制改正事項（林野関係）

- 1 森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を5/10から55/100とし、人口の譲与割合を3/10から25/100とする。（森林環境譲与税）
- 2 軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長する。（軽油引取税）
- 3 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%の控除等）の適用期限を2年延長する。（所得税）
- 4 輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の輸出事業用資産の割増償却について、見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。  
（所得税・法人税）
- 5 バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（3年間、1/2控除等）について、木質固形燃料製造設備に係る課税標準を価格の3/4とした上、その適用期限を2年延長する。（固定資産税）
- 6 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の非課税措置の適用期限を1年延長する。（印紙税）

【財務省等5府省庁共管】

## 令和6年度 税制改正事項（林野関係）の概要

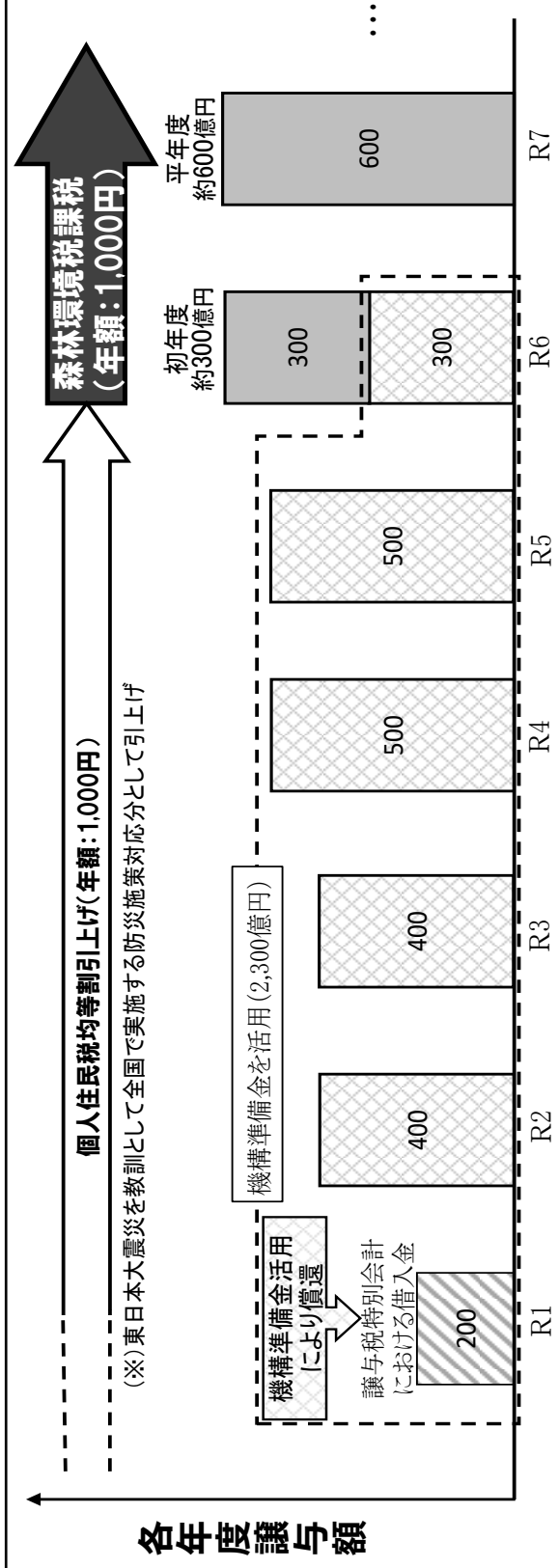
- ① 森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を50→55%、人口の譲与割合を30→25%に見直し（森林環境譲与税）
- ② 軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長（軽油引取税）
- ③ 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%の控除等）の2年延長（所得税）
- ④ 輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の輸出事業用資産の割増償却の2年延長（所得税・法人税）
- ⑤ バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（3年間、1/2控除等）の2年延長（固定資産税）
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の1年延長（印紙税）

令和6年2月  
林野庁

# ① 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の見直し

## 【森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準】（現行制度）

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。  
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



市: 県の割合	80:20	85:15	88:12	90:10
(市町村分)	160	340	440	540
(都道府県分)	40	60	60	60

【譲与基準】 (\* ) 令和6年度税制改正で見直し

市町村分	50%(*): 私有林人工林面積	林野率	補正の方法
	20% : 林業就業者数	85%以上の市町村	1.5倍に割増し
都道府県分	30%(*): 人口	75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し
	市町村と同じ基準		

(※以下のとおり林野率による補正)

# ① 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の見直し

## 【市区町村・都道府県における森林環境譲与税の活用内訳（活用額）】

・用途別の内訳をみると、間伐等の森林整備関係に最も多く活用されており、活用額全体に占める森林整備の割合は年々高くなっている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予定)
活用額	96億円	210億円	270億円	399億円	537億円
うち 間伐等の森林整備関係	44億円	111億円	150億円	234億円	320億円
うち 人材の育成・担い手の確保	31億円	51億円	57億円	68億円	93億円
うち 木材利用・普及啓発	21億円	48億円	63億円	97億円	124億円

※令和5年度（予定）の金額については、令和5年3月時点で自治体への聞き取り結果をとりまとめたもの（一部、9月時点で聞き取ったものを含む）。

# ① 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の見直し

## 令和6年度税制改正大綱（抜粋）

（令和5年12月14日 自由民主党・公明党）

### 第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

#### 4. 地域・中小企業の活性化等

##### （4）森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設され、令和6年度に課税が開始される。森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策として、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、譲与税の見直しを行う。その上で、今後と林面積及び人口の譲与割合の見直しを行う。その上で、今後とも、森林環境税に対する国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、全国の地方公共団体における譲与税の一層の有効活用を促していくこととする。

### 第二 令和6年度税制改正の具体的内容

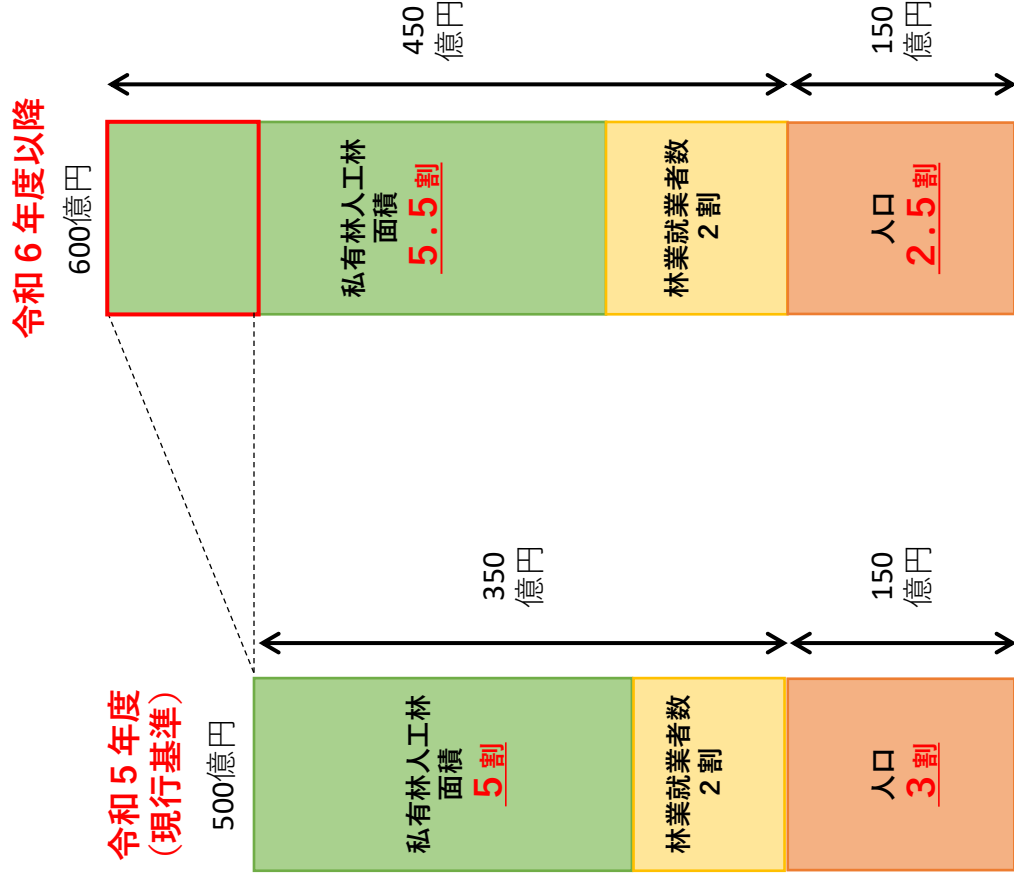
#### 一 個人所得課税

##### 6 その他

（地方税）

〈森林環境譲与税〉

（6）森林環境譲与税の見直しについて、私有林人工林面積の譲与割合を100分の55（現行：10分の5）とし、人口の譲与割合を100分の25（現行：10分の3）とする。



※令和6年度の譲与総額を600億円と仮定した場合

## ② 軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長 [軽油引取税]

### 【制度の概要】

- 林業※1・木材加工業※2・木材市場業・パーク堆肥製造業の事業者が用いる、高性能林業機械や木材の積卸し用のフォークリフト等用の軽油については、都道府県での免税証の交付手続きを経た上で、**軽油引取税(32.1円/リットル)を免除**。(昭和31年創設)

※1 素材生産業は前年度の素材生産量1,000m<sup>3</sup>以上に限る。

※2 「一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、木材造材製造業、造作材製造業、合板製造業、ブレード製品製造業、パーティクルボード製造業、木材防腐処理業」の9業種について対象

### 【免税イメージ】

免税証の交付手続きを経た上で免除

消費税	軽油本体価格 108.8円/リットル (R6年1月)	石油 炭 税	軽油引取税 32.1円/リットル
11.2円/リットル		2.8円/リットル	

### 【免税軽油の対象機械の例】

- ① 林業：高性能林業機械



ハーベスタ



フォワーダ



フォークリフト



フォークローダ

販売価格 154.9円/リットル (R6年1月平均) ※ 資源エネルギー庁「石油製品価格調査」より

- ② 木材加工業・木材市場業・堆肥製造業：  
木材の積卸し等に使用する機械

### 【R6税制改正大綱の内容】

特例措置の適用期限を3年延長 (令和9年3月31日まで)

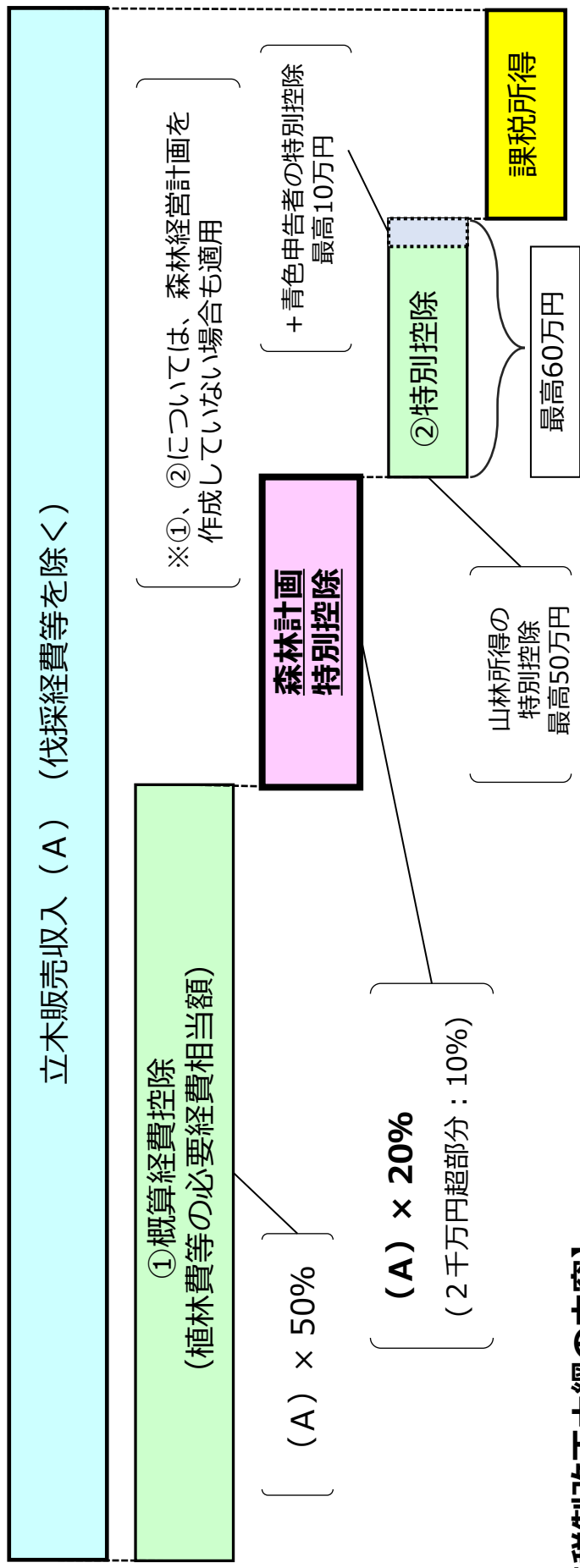


### ③ 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%の控除等）の2年延長〔所得税〕

#### 【特例の概要】

- 個人が所有する森林につき、森林経営計画に基づいて山林を伐採又は譲渡した場合、山林所得の計算上、その収入金額から伐採・搬出等の必要経費を控除した残額の20%（収入金額が2,000万円を超える部分については10%）に相当する金額を森林計画特別控除として控除。（昭和42年創設）

#### 【山林所得の課税所得の計算】



#### 【R6税制改正大綱の内容】

特例措置の適用期限を2年延長（令和8年分の山林所得まで）

## ④ 輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の 輸出事業用資産の割増償却の2年延長〔所得税・法人税〕

### 【特例の概要】

- 輸出促進法に基づく輸出事業計画を策定し、その認定を受けた認定輸出事業者が、策定した輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、  
① 機械装置は30%、② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%で5年間割増償却が可能。（令和4年創設）

### 【特例の要件】

導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること 等

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

### 【制度イメージと効果】

- ・ 機械等を取得した場合、減価償却資産として、その取得価額をその耐用年数にわたって毎年定額又は定率により償却（損金経理）する必要（減価償却制度）
- ・ 割増償却とは、通常の減価償却額に、初年度から数年、取得価額の一定割合を損金として上乗せ・前倒し計上する償却を税務上認める特例制度であり、導入初期の法人税負担を軽くし、キャッシュフローの改善が可能（耐用年数期間全体の納税額は変わらない）

### 【対象資産とその償却率】

対象資産	割増償却率	対象資産の例
機械装置	5年間 30%	製材設備、乾燥設備等
建物及びその附属設備並びに構築物	5年間 35%	加工用施設等

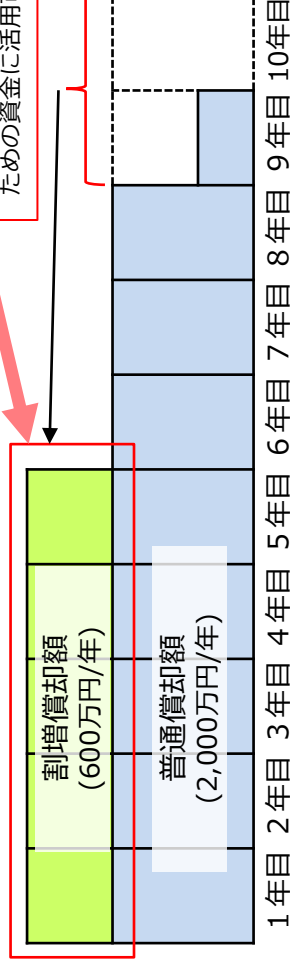
### 【R6税制改正大綱の内容】

対象となる輸出事業用資産から輸出の促進に係る一定の補助金等の交付を受けた資産等を除外した上、  
その適用期限を2年延長（令和8年3月31日まで）

- (例) 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間に  
おいて、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約1,392万円/年※2の法人税が軽減

- ※1 普通償却額（2,000万円）×割増償却率（30%）=600万円
- ※2 割増償却額（600万円）×法人税率（23.2%）=139.2万円

→5年間で696万円の法人税が軽減



1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目 9年目 10年目

## ⑤ バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（3年間、1/2 控除等）の2年延長（固定資産税）

### 【特例の概要（現行）】

- バイオ燃料法に基づく認定計画を受けたバイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準について、取得後3年間、ガス製造設備については2分の1、ガス製造設備以外については3分の2に軽減。（平成20年創設）

（燃料製造設備導入には多額の初期投資を伴うため、導入初期の固定資産税を軽減することにより支援）

#### ◆ 原料（例）



（課税標準の特例割合）



適用対象を中小事業者等に限定

適用対象を中小事業者等及び農業協同組合等に限定

### 【R6税制改正大綱の内容】

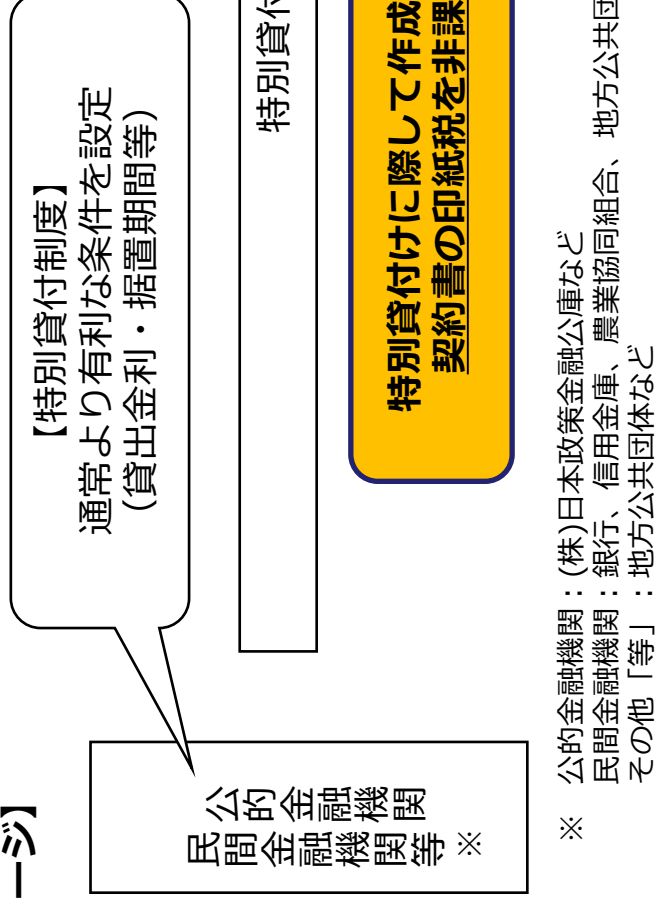
木質固形燃料製造設備に係る課税標準を価格の2/3→3/4とした上で、特例措置の適用期限を2年延長（令和8年3月31日まで）

## ⑥ 新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長【印紙税】

### 【特例の概要】

- 新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して、公的貸付機関や民間金融機関等が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書については、印紙税が非課税。（令和2年創設）  
【財務省等5府省庁共管】

### 【制度のイメージ】



### 【R6税制改正大綱の内容】

特例措置の適用期限を1年延長（令和7年3月31日まで）

# 被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ

（農林水産関係）

令和6年1月25日

農林水産省

環境省

総務省

令和6年能登半島地震は、農地・農業用施設、畜舎や山林施設等の損壊、大規模な山腹崩壊や漁港、漁場等の損壊等が発生し、地域の農林水産業に甚大な被害をもたらしている。こうした中、地域の将来ビジョンを見据えて、世界農業遺産の里山里海等のブランドを活かした創造的復興に向け、被災された農林漁業者の方々が一日も早い生業の再建に取り組めるよう、以下の対策を速やかに講じる。

## 1 災害復旧事業の促進

- (1) 農地・農業用施設、共同利用施設、山林施設及び漁港施設等の農林漁業関係施設の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を行いつつ、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。
- (2) 農地・農業用施設、林道、共同利用施設及び漁港施設等の公共土木施設の災害復旧事業を対象として「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」に基づき、机上査定上限額の引上げ等による災害査定効率化を実施。

## 2 共済金等の早期支払等

- (1) 農業保険について、関係団体に以下のとおり要請済み。
  - ① 農業共済の加入者に対する被害の早期査定と共済金の早期支払及び共済掛金の払込期限の延長等
  - ② 収入保険の加入者に対する無利子のつなぎ融資の周知及び保険料等の納付期限の延長等
- (2) 漁業共済・漁船保険について、被害の早期査定と共済金等の早期支払を関係団体に要請済み。

## 3 災害関連資金の特例措置

- (1) 被災農林漁業者等の運転資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。
  - ① 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額を「600万円又は年間経営費等の12分の6」から「1200万円又は年間経営費等の12分の12」に引上げ
  - ② 農林漁業セーフティネット資金、農業近代化資金等の災害関連資金に係る

貸付当初5年間の実質無利子化等

- ③ 災害関連資金の実質無担保・無保証人での貸付け
- ④ 農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会等の債務保証の実質無担保・無保証人での引受け及び引受当初5年間の保証料を免除

(2) 被災した農林漁業用施設等を復旧するための施設資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。

- ① スーパーL 資金、農林漁業施設資金、農業近代化資金等の災害関連資金に係る貸付当初5年間の実質無利子化等
- ② 災害関連資金の実質無担保・無保証人での貸付け
- ③ 農林漁業施設資金の貸付限度額を「負担額の80%又は1施設300万円（特認600万円）」から「負担額の100%又は1施設1200万円」に引上げ
- ④ 農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会等の債務保証の実質無担保・無保証人での引受け及び引受当初5年間の保証料を免除

(3) このほか、被災農林漁業者等が意欲を持って経営を再開できるよう、関係金融機関に以下のとおり要請済み。

- ① 新規融資に際しての円滑な融通
- ② 既往融資に関して、償還猶予などの適切な措置

#### 4 農業用機械、農業用ハウス・畜舎、共同利用施設等の再建・修繕への支援

(1) 農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）を発動し、農業用機械・加工用機械、農業用ハウス・畜舎等の再建・修繕に要する経費及び再建の前提となる倒壊した農業用ハウス等の撤去に要する経費を助成。（別紙参照）

今回の地震により地域の基幹産業である農業が甚大な被害を受けているとともに、農業者の生活基盤も甚大な被害を受けていることに鑑み、産地の営農再開及び食料の安定供給に万全を期すため、以下のとおり、地方公共団体の復旧支援を後押しするための特例的な措置を講ずる。

- ・ 農業用ハウスについて、園芸施設共済加入の場合は共済金の国庫相当額を合わせて事業費の2分の1相当（共済非加入の場合は、共済加入者への補助率が上限）を支援するほか、農業用ハウスの補強に要する経費を助成。
- ・ 農業用機械・畜舎等について、被災後もやめることなく再開しようとする者として市町村が認める者に対して補助率を引き上げて事業費の2分の1を支援。
- ・ 撤去については、地方公共団体が費用負担することを前提に助成。
- ・ 再建・修繕の場合に、併せて自己負担で規模拡大等を行うことや、被災地での再建が困難な場合における施設の設置箇所の移動は可能。
- ・ 撤去については、市町村が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となり得るが、農業者が速やかに撤去し経営を再建しようとする場合には、本事業の利用が可能。

(2) 被災した共同利用施設（集出荷施設、乾燥調製貯蔵施設、乳業工場、食肉処

理施設、GP センター、家畜市場等) や卸売市場等の再建・修繕や、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。(別紙参照)

## 5 営農再開に向けた支援

- (1) 水稻が作付け可能な場合には、被災地外からの種子・種苗の供給等、水稻作継続のための体制確保を支援。
- (2) 被災により水稻作付けが困難となり、大豆など他の作物への作付け転換や野菜等の再播種・再定植を余儀なくされた場合に、種子・種苗の購入、農作業委託等に要する経費を助成。(別紙参照) 併せて、水稻から他作物に作付け転換した場合は、水田活用の直接支払交付金等の対象となることを周知。
- (3) 被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む産地に対し、簡易な農業用ハウスの設置に必要な資材導入や農業機械等のリース導入に要する経費を助成。(別紙参照)
- (4) 被災した集出荷施設等における簡易な補修、手作業による選果、他の集出荷施設等への農産物の輸送に要する経費を助成。(別紙参照)
- (5) 被害果樹の植替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費を助成。
- (6) 被災した畜産農家の資金繰りを支援するため、以下のとおり対応。
  - ① 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)、肉豚経営安定交付金(豚マルキン)における生産者積立金の納付猶予や肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の納付期限の延長等
  - ② 鶏卵生産者経営安定対策事業における生産者負担金の減額等
  - ③ 経営悪化で負債償還に支障が生じた経営体に対し、緊急的に資金を援助
- (7) 被災した畜産農家の経営継続を支援するため、以下のとおり対応。
  - ① 簡易畜舎の整備、畜舎や機械等の簡易な補改修、土砂・がれき等の撤去、代替飼料の購入、乳房炎治療、発電機や揚水ポンプの借り上げ等に要する経費を助成
  - ② 被災家畜の避難・預託、繁殖用の牛・豚の再導入を支援
  - ③ 酪農ヘルパーの被災農家への出役を支援
  - ④ 配合飼料の供給が困難になった地域に対する配合飼料の緊急運搬を支援
- (8) 被災した畜産農家等の地域ぐるみでの経営再開、体質強化を進める取組(施設の整備、機械の導入等)に要する経費を助成。
- (9) 就農支援関連事業については、被災により農作業を行えない場合、復旧作業を研修や農業生産等の従事日数に加えられること、一定の研修や農業生産等の従事日数を確保できない場合には、当該休止期間に相当する期間、交付期間を

延長することができる等の取扱いについて周知。

## 6 被災農業法人等の雇用の維持のための支援

- (1) 被災農業者等の施設等の復旧までの間、他の農業法人等が被災農業者等を一時的に雇用して研修する場合にも資金を交付できるよう弾力的な運用を実施。
- (2) 被災農業法人等が、施設等の復旧までの間、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合にも必要な経費を助成できるよう弾力的な運用を実施。

## 7 農地・農業用施設等の早期復旧等の支援

- (1) 余震や今後の豪雨等により、ため池等の農業水利施設等が損壊し人命・農地等に被害発生が想定される被災地域において、施設の機能を診断する、又は今後の災害を未然に防止するために緊急的に必要な点検・調査、補修等の対策を支援。
- (2) 損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の集落による補修を支援。
- (3) 被災地における鳥獣被害防止施設等の再整備を支援。
- (4) 被災地における農家や土地改良区の負担軽減を図るため、土地改良事業の農家負担金に対して利子助成を行うとともに、被災した土地改良区の業務運営体制の復旧等に対して支援。
- (5) 震災の影響を受けた地域において、地域農業の将来ビジョンを見据えた復興方針の検討、農地や農業用施設の復旧と一体的に行う水管理の効率化、排水能力の向上、景観にも配慮した棚田の復旧や観光とも連携した持続可能な里山づくり等を支援。

## 8 林野関係被害に対する支援

- (1) 被災した山林施設の早期復旧に向け、農林水産省職員の現地派遣、机上査定上限額の引上げ等による災害査定効率化を実施。
- (2) 航空レーザ計測により、目視では確認困難な山地の亀裂、小崩壊などの被害状況を詳細に把握・分析。
- (3) 被災した山林施設の復旧・整備とともに、災害発生の危険性が高い荒廃地における治山対策・森林整備を支援。
- (4) 被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備や毀損した施設の撤去等を支援。(別紙参照)
- (5) 被災した林業者・木材産業者の円滑な資金繰りの確保に向け、以下のとおり



対応。

- ① 被災した林業者が借り入れる農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金等の災害関連資金（日本公庫資金）を貸付当初10年間実質無利子化
- ② 被災した林業者が借り入れる災害関連資金（日本公庫資金）について、実質無担保・無保証人で貸付け
- ③ 被災した林業者・木材産業者が農林漁業信用基金の債務保証を活用して民間融資機関から資金を借り入れる際、引受当初5年間の保証料を免除

## 9 水産関係被害に対する支援

被害が甚大な水産業について、地域の将来ビジョンを踏まえた復旧方針の下、直轄代行も含めた人的・技術的支援を組み合わせ、復旧・復興を図る。

- (1) 漁港、漁場等の復旧に向けて、以下のとおり対応。
  - ① 被害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等を実施
  - ② 水産基盤の復旧・復興事業の迅速かつ実効的な実施に向け、地域の将来ビジョンを踏まえた復旧方針検討、被害実態の緊急調査、地盤隆起等を考慮した復旧・復興対策の立案、漁港施設・海岸保全施設等設計条件見直しを実施
  - ③ 災害復旧と連携した里海資源を活かした海業振興等の漁港機能強化対策、漁場生産力回復対策、漁業集落の防災機能強化対策等を実施
- (2) 漁場の再生・回復に向けて、低下した漁場の機能や生産力の再生・回復を図るため、漁業者等が行う漁場の状況を把握するための調査、漂流・堆積物の除去、漁場環境の改善の取組を支援。
- (3) 漁業の再開に向けて、被災した漁船・漁具の復旧を図るため、漁業協同組合等が行う漁船等の導入の取組を支援。
- (4) 養殖業の再開に向けて、被災した養殖業者が行う養殖生産用の資機材等の導入を支援。
- (5) 産地市場、加工施設の再建に向けて、以下のとおり対応。
  - ① 被災した漁業者等の共同利用施設等（荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設、製氷施設、養殖施設等）の整備を支援（別紙参照）
  - ② 激甚法に基づく被災した漁協等が所有する水産業共同利用施設の復旧を支援
  - ③ 被災地域の漁港から原材料を調達していた水産加工業者が引き続き安定的に他の国産原材料を調達できるよう調整保管に要する保管料、運搬料等を支援
- (6) 被災漁業者等の漁業の再開までの間、他の漁船や他地域の漁業者等が被災漁業者等を一時的に雇用して行う研修等を支援できるよう弾力的な運用を実施。

(7) 新規漁業就業者に対する長期研修について、被災による漁ろう作業を行えない場合、復旧作業を研修の日数に加えられること、一定の研修日数を確保できない場合には、当該休止期間に相当する期間、研修期間を延長することができる等の取扱いを周知。

(8) 漁業者の金融対策、漁協の経営再建に向けて、以下のとおり対応。

- ① 被災漁業者等を対象として、漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金の貸付金利を実質無利子化
- ② 農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金（日本公庫資金）を実質無担保・無保証人で貸付け
- ③ 漁船建造資金や漁協の復旧資金等について、無担保・無保証人融資を推進するため漁業信用基金協会に対し支援等
- ④ 漁協等が経営再建のために借り入れる資金の実質無利子化・無担保・無保証人化、保証料助成

## 10 食品事業者に対する支援

被災した食品事業者に対しては、中小企業庁と連携し、事業再建に向けた取組を支援。

## 11 災害廃棄物処理事業の周知

被災した農業用ハウス等の農林水産関係の災害廃棄物は、生活環境保全上支障がある場合、市町村が実施する災害廃棄物処理事業の対象になり得ることについて、市町村廃棄物担当部局に周知。

## 12 地方財政措置による支援

関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように、上記の対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応。

※ 1の(1)、4の(1)及び(2)、7の(2)、8の(4)、9の(3)等については、関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、これらの対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応する。

(別紙)

**農業用機械、農業用ハウス・畜舎、共同利用施設等の再建・修繕の事前着工等における留意事項**

農業用機械、農業用ハウス・畜舎、共同利用施設等の再建・修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設等の場合は施設ごと）に次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

- (1) 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- (2) 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類
- (3) 種苗購入や資材購入、他の集出荷施設等に農産物の輸送等を行った場合の発注書、納品書、請求書などの書類

<関係事業>

- 農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）
- 強い農業づくり総合支援交付金
- 農山漁村振興交付金
- 持続的生産強化対策事業
- 被災木材加工流通施設等復旧対策
- 水産業共同利用施設緊急復旧整備事業

# 被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ（農林水産関係）【令和6年能登半島地震】について（概要）

- 地域の将来ビジョンを見据えて、農林漁業者の一日も早い生業の再建や世界農業遺産の里山海等のブランドを活かした創造的復興に向け、被災した棚田等の農地や農業用施設、畜舎、林地・林地・林道、漁船、漁道、漁船、漁港施設等を早期に復旧し、農林水産業の再開に向けた必要な対策を講じる。
- 被害が甚大な水産業について、地域の将来ビジョンを踏まえた復旧方針の下、直轄代行も含めた人的・技術的支援を組み合わせて、復旧・復興を図る。

## 営農再開に向けた道筋

### 【地域の意向を踏まえた農地等の早期復旧等】

- ・地域農業の将来ビジョンを見据えた復興方針の検討、農地や農業用施設の復旧と一体的に行う水管理の効率化、排水能力の向上、景観にも配慮した棚田の復旧や観光とも連携した持続可能な里山づくり等を支援

### ・**激甚指定**による災害復旧の**国庫補助率の高上げ**

（農地85%→96%※、農業用施設94%→98%※）

※過去5か年の実績の平均

- ・机上査定限度額の引上げによる**災害査定**の**効率化**
- ・**査定前着工制度**の活用による**早期復旧**の支援

### 【災害関連資金の特例】

- ・被災農業者等への**金融支援**（貸付当初5年間の実質無利子化、農林漁業セーフティネット資金等の貸付限度額の引上げ 等）

### 【機械、ハウス、畜舎等の再建等への支援】

- ・**農業用機械、農業用ハウス・畜舎等の再建・修繕**等を支援  
補助率：農業用ハウス：共済金の国費相当額と合わせて1/2  
農業用機械・畜舎等：1/2

- ・**共同利用施設や卸売市場等の再建・修繕**等を支援（補助率1/2等）

## 林野関係に対する支援

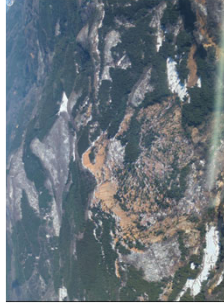
- ・被災した山林施設の**早期復旧**を支援（**激甚指定**による災害復旧の**国庫補助率の高上げ**（林道83%→93%※）等）

- ・**航空レーザー計測**による目視では確認困難な**被災状況**の**調査**実施

- ・山地災害発生の危険性が高い荒廃地における**治山対策・森林整備**を支援（補助率1/2等）

- ・被災した**木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備**等を支援（補助率1/2）

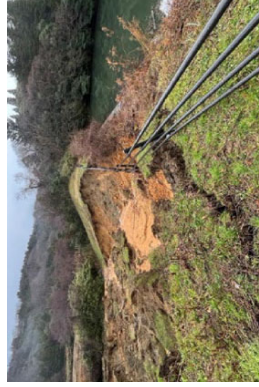
- ・被災林業者、木材産業者への**金融支援**（貸付当初10年間の実質無利子化、農林漁業セーフティネット資金等の貸付限度額の引上げ 等）



大規模な山腹崩壊

### 【営農再開に向けた支援】

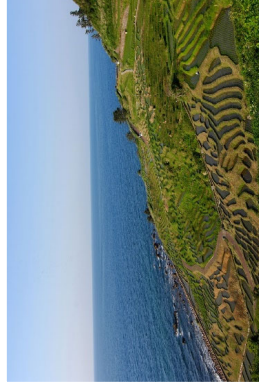
- ・農業共済加入者への**共済金の早期支払**、収入保険に係る**無利子のつなぎ融資**
- ・水稲作継続、他作物への作物転換のための**種子・種苗の確保**、**農業用ハウス資材の導入**、**農作業委託**、**集出荷施設等の簡易補修**等を支援（補助率1/2等）
- ・被害果樹の**植替え**や、これにより生ずる**未収益期間**に要する経費を支援（補助率1/2等）
- ・畜舎等の簡易な**補改修**、**繁殖用の牛・豚の再導入**を支援（補助率1/2）
- ・畜産用の発電機や揚水ポンプの借上げ、乳房炎治療、飼料の緊急運搬等を支援（補助率1/2等）
- ・被災農家等の柔軟な雇用による人手や就業の場の確保、技術研修等の実施を支援（最大120万円/年）



ため池の被害



畜舎の損壊



被災前の棚田の風景（白米千枚田）

## 水産関係に対する支援

- ・地域の将来ビジョンを踏まえた復旧方針検討、**水産基盤の被害実態の緊急調査**等の被害状況調査を早期に行い、災害復旧事業等による漁港、海岸等の**早期復旧**を支援（**激甚指定**による補助率高上げ：漁港等の公共土木施設70%→83%※）、（**査定前着工**制度の活用、机上査定限度額引上げによる査定効率化）

※過去5か年の実績の平均

- ・災害復旧と連携した里海資源を活かした**海業振興**等の**漁港機能強化**対策等を実施（補助率1/2等）

- ・**漁業者等による漁場の復旧**の取組を支援（定額）

- ・**漁船・漁具**、養殖施設の復旧に向けた取組や、荷さばき施設、冷凍冷蔵施設等の**水産業共同利用施設**の**復旧**、加工原料の確保に向けた取組等を支援（補助率1/2等）

- ・被災漁業者等の漁業の再開までの間、他の漁船や他地域の漁業者等が被災漁業者等を一時的に雇用して行う**研修**を支援（最大18.8万円/月、2年間）、被災漁業者等への**金融支援**（貸付当初5年間の実質無利子化、農林漁業セーフティネット資金等の貸付限度額の引上げ 等）



漁港の被害（海底地盤隆起、漁船の座礁）